

令和2年度 第2回仙台市景観総合審議会屋外広告物部会 議事録

日 時 令和2年12月4日 金曜日 14:00～15:30
会 場 仙台市役所上杉分庁舎2階 第2会議室
出席委員 杼窪 昌之委員、並木 直子委員、馬場 たまき委員、
舟引 敏明委員、山畑 信博委員
事務局 都市整備局計画部長、都市景観課
青葉区街並み形成課
宮城野区街並み形成課
若林区街並み形成課
泉区街並み形成課

【議事】

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 事

<審議事項>

- ・屋外広告物ガイドラインの検討について

4. 閉 会

【議事録】

1. 開 会

司会 ・ただいまより令和2年度第2回景観総合審議会屋外広告部会を開催いたします。

(配布資料確認)

2. 挨 拶

司会 ・都市整備局次長兼計画部長の阿部よりご挨拶を申し上げます。

計画部長 ・(部長挨拶)

司会 ・続きまして、舟引部会長、ご挨拶をお願いいたします。

舟引部会長 ・改めまして、よろしく願いいたします。
・今概要説明がありましたが、総合計画の改定に併せて、たくさんものが動いています。この部会もその一環として、ぜひ良いものをつくりたいと思っていますので、ご協力よろしく願いいたします。

司会 ・本日の屋外広告物部会ですが、委員5名の方がご出席ですので、会議は成立しています。

舟引部会長 ・議事に入る前に議事録の署名委員ですが、私と、名簿順で今回は並木委員にお願いしたいと思います。
・それでは、議事に入ります。

3. 議 事

舟引部会長 ・本日の議事は「屋外広告物ガイドラインの検討について」の1点となります。
・前回の部会では、他都市の事例も参考にしながら、本市で取り組む手法の案について共通認識を持つことができたと思っておりますが、本日はその具体的な手法の前提となる、景観施策と連動した広告物の目指す方向やガイドラインの必要性などについてご議論をいただきたいと思っております。
・それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 ・(資料説明)

舟引部会長 ・ご質問、ご意見等、ご自由にいただきたいと思っております。どなたからでも構いませんので、お願いいたします。
・議論に入る前に、この資料2は、屋外広告物ガイドラインそのものが、このような感じででき上がるということを考えていらっしゃるということですね。それでは、その前提でご覧いただければと思います。

馬場委員 ・皮切りに話題を提供させていただきたいと思っておりますが、まずこの資料2の1枚目ですが、この文章は今日の説明のためではなく、今後これをガイドラインの最初につけるという理解でよろしいですか。1ページ目にこういった文章があって、構成立てて書いていくものですか。

事務局 ・基本的にはそうなると思っております。

馬場委員 ・それでは、ガイドラインの「はじめに」というような文章が別途あるということではないのですね。
・この文章は、最初に読んだときにあまり内容が入ってこないのが、少し気になります。誰に向けて書いている文章なのか、要するに、新しく屋

外広告物を造りたい施主なのか、それともそれを受け取る事業者なのか、どちらに向けたメッセージなのかということを思いました。また、用語として、「ガイドライン」と「参考書」と書いてあることがリンクしなくて、ガイドラインというのはもう少し厳しいイメージで思っていたので、参考書という表現はいかがかなと思いました。

- ・それから、「理想像」という言葉をずっと用いていくのですが、これも少し抽象的だなと思いました。ご説明の最後に、目指すところが伝わるようにしていきたいという話がありましたが、目標や目指すという言葉は割とじっくりくると思っています。ほかの自治体も見たところ、割と理想という言葉を使っているので、それほど不思議な言葉ではないようですが、仙台のポリシーを強く出すのであれば、もっといい言葉が皆様方から出ないかなと思いました。

舟引部会長 ・いかがですか。何かございますか。

- 計画部長
- ・ガイドラインの検討当初は、誘導指針というような感じで考え始めました。今後、どのような形で実現化していくかという、手法についても非常に難しいところがあると考えています。規制ではなくて、いい広告物を考えていただきたいというところがあり、このような表現にはなつたのですが、参考書と言うほうがいいのか、ガイドラインと言うほうがいいのか、最終的には誘導していきたいという気持ちを表せるよう、文言については今後整理していきたいと思っています。
 - ・また、誰に向けてという文章の話ですが、今はまだ書き出しですので、今後ブラッシュアップしていきたいと思っています。

舟引部会長 ・ほか、いかがですか。では、山畑先生、お願いします。

- 山畑委員
- ・理想に向けてガイドラインで誘導していくことになるのですが、その先のイメージの全体像が示されると分かりやすいと思います。資料2の3ページには形成のイメージとありましたね。例えば山形県の金山町ですと、かなり以前から100年後には町がこうなりますよというイメージを掲げて、それに向けていろんなことを少しずつやっていったと。そうすると、町民の方たちに目指す方向性のイメージが伝わって、それに従って協力していったということもありますので、全体でも部分でもいいのですが、そのイメージが何らかの形で示されると分かりやすいかと思います。

- ・それから、資料2の1ページ目の3行目に、「建築物の計画段階における協議時点から活用できるガイドライン」とありますが、これは具体的にどの場面で協議するのか、何か想定されていますか。実際にこれから建とうとしている建築に対して、市がどこまで把握して、どういう形で協議できるのか、その想定があればお聞きしたいと思います。

舟引部会長 ・いかがでしょうか。

- 事務局
- ・目標については、少し検討させていただきたいと思います。
 - ・今想定している協議場面は、景観計画区域で、延べ面積3,000平方メートルと高さ20メートルを超える建物については、景観計画の届出をしていただいていますので、その届出のときにオープンスペースや、建物のデザイン、広告物など、一括して協議を行いたいと思っております。景観地区になりますと、小規模な建物でも認定申請の対象になりますので、もう少しコントロールができるかと考えております。

山畑委員

- ・景観計画、景観条例に係る協議を行うときに、計画者が建築の計画をどこまで進めているのでしょうか。結構問題になるのが、確認申請が既に通ってしまっているという例もあるのですが、その辺りは大丈夫なのでしょうか。

計画部長

- ・先ほどもお話ししましたが、規制というのはなかなか難しいと考えています。なるべく早く、建築計画が固まる前の段階からご相談いただけるように、早めの手続をしてくださいねということを徐々に広めていかないと、街全体がきれいになっていかないと考えており、景観計画に併せた手続きを踏まえて、徐々に変えていくしかないのかなということです。あくまでもこれはガイドラインで誘導指針と考えていますので、規制をかけるというのはなかなか難しいと考えています。

杼窪委員

- ・部長のおっしゃるとおりだと思いますが、規制が難しいということで、誘導で考えるのであれば、この景観形成のイメージのために、もちろんクライアントも大事ですが、資格者を大事にする必要があると思います。例えば屋外広告士という資格がありますし、他にどのような資格があるか私は詳しく知らないのですが、デザイナーも重要ですので、そういう広告物に関わる有資格者の教育というか、勉強会を行うことも、本当に見えない一歩一歩かもしれませんが、そうやっていくことで、デザイナー

からクライアントに伝わる部分が増えてくるのではないかなと思いました。

計画部長 ・ 業界団体とも連携しながらやっていかないと成功しないものと考えていますので、様々な機会を捉えながら、私どももこういういい街をつくりたいという考えを伝えていきたいと思います。また、勉強会などがあるのであれば、出向いていくことは考えていますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

舟引部会長 ・ ほかいかがですか。馬場委員、お願いします。

馬場委員 ・ ガイドライン自体は、最初のほうに新しく作り直すタイミングの方に強く勧める文言があったり、5ページに、建物の更新を促すような内容があったりするのですが、それに限らず、今あるものの点検をしたりだとか、直したりするということが非常に大事だと思います。たしか、前に点検をして、その結果、これが危険でした、という調査の報告もあったと思うので、ガイドラインの中に、新しいことだけではなくて、維持管理の仕方だとか、新しいものを造った場合でも、定期的に維持管理していくことも大事だということは盛り込めないものかなと思いました。

事務局 ・ 検討します。これは次回の議論になりますが、資料1の一番下に「誘導・指導の働きかけ、意識の醸成、ガイドラインの活用方法についてご議論いただきたい」と書いています。全体像がまとまらないと次のステップに進めないと思ったので、今回はまずガイドラインの全体イメージをお示しした上で、次回にこれを使ってどういう展開をしていったらいいのかについてご意見をいただきたいと思います。建物は建物、広告物は広告物、外構は外構と個別にやるのではなくて、建物のどこにどういう広告物をどのぐらいの大きさで設置するのかということを含めて、最初から景観として一体的に建物のデザインを設計していただきたいと思っています。あとは地上広告物の色を揃えたり、集約化していただいたりして、できればその独立広告物に大きさを揃えて、店の名前や企業の名前など、全てデザインされたものを、オープンスペースなどに配置すると魅力的な空間が生まれますよというような、そのようなことをやりたいと思っています。オープンスペースのガイドラインを今一生懸命検討している最中で、それと並行して屋外広告物のガイドラインや景観計画の見直しもやっていますので、その3つをうまく動かしていきながら、

いい空間をつくってあげればと思っています。

舟引部会長 ・ 並木委員、何かございますか。

並木委員 ・ 何か難しいです。難しいというか、すごく読み込まないと理解できません。難しい形になっているので、例えば私とかが対象だったりしたときに、なかなかハードルが高いなと感じてしまうので、先程言っていた100年後の理想などを示して、市民にもこういうことが浸透しているから、皆さん見られているのですよという、外からの目のようなところもあるといいですし、どういうふうに思われたいかというのが大事なことで、そういうブランディング的な視点でも促すようなところが、最終的な計画案にはあったらいいのかなと思います。

・ よく分かってなかったら申し訳ないのですが、建物に継続して設置される看板に対するガイドラインかと捉えているのですが、建築物が建つまでの間に一時的に表示される広告物は含まれるのでしょうか。例えば仮囲いとかで覆っている時点で、もう既に屋外広告物が発注されていて、まずその窓に貼ったり、ウィンドウを使ったりするものとかは、時間とともに変わっていくと思うのですが、そういう一時的なものは、この中に含まれているのでしょうか。

事務局 ・ 仮囲いには、基本的に営利目的のものは貼り付けられません。地域貢献のような活用はできますが、それ以外は難しいです。

・ 仮囲いなど一時的なものを対象にしたガイドラインをつくるのではなく、今課題だと思っている継続して設置されるものを対象としています。広告物を設置する場所が最初から準備されていないため、設置場所がまちまちになってしまい、建物のいいデザインを広告物が崩してしまっていることがあるので、そういうものを未然に防止したいという思いがあり、建築時から広告物を設置する場所を準備して、広告物も建物のデザインの一つとなるように計画してほしいという様なガイドラインを考えています。

・ 具体的な数量的基準は、例えば高さが何メートルまでとか、大きさは壁面の何分の1までというのは、既に屋外広告物条例で定めています。ただ、条例では掲出内容まで踏み込まないので、どの位置につけるのかということまでは言っていないし、掲出する広告物の具体的な質についても言っていない。いい広告というのは、文字の割合とか、伝える情報の数だとか、全体の面積に対する言葉や絵の割合は何%ぐらいが

推奨できるとかというのものもあるかと思うので、そういう板面の質を誘導したいと思っています。広告物が建物に幾つも並んで設置されたときに、全体的なバランスが本当に取れるのか、1つの建物の中の広告物、街並み全体としての広告物、そういったところの調和をどのように図っていくのかということが課題と思っています。こういうふうにしたらもっと良くなりますよ、こうすると一般の方にイメージが伝わりやすいですよ、質が良くなりますよ、ということ、このガイドラインを使って伝えていきたいと思っています。

並木委員 ・ それでは、新しく建つ建物には、ここに看板のスペースを取ったらいいですよと言いやすいと思うのですが、もう既に建っている人たちに対して、あなたの建物のこの辺がいいのではないかと提案するようなことは難しいのではないのでしょうか。

事務局 ・ 仙台市から、こうなさいと言うつもりはなく、こうするとセンスがいいのではないですかというような、そういう示し方はできるのかなと思ってまして、例えば資料2の3ページの広告物のイメージ、建物と一体的なデザイン、周りと調和したデザイン、丁寧にデザインされた色使い等を示しています。それから5ページの一番下にも、これは広告物だけではありませんが、街の質を高めたり、居心地良さをつくったりするためにこんなことをやってみたらいいのではないですかということ为例示させていただいてまして、そういうものをお示ししながら、クライアントや、実際に設計する設計者、広告物のデザイナーなど、そういった方々とこのガイドラインを使って話をしたいなというところで、そのためにどういうものをつくれればお話ししやすくなるのかというのを今一生懸命悩んでつくっているところです。そういう所にアドバイスをいただけるとうれしいかなと思っております。

並木委員 ・ お話しできるものですね、分かりました。ありがとうございます。

舟引部会長 ・ 並木委員のおっしゃっているところは、皆はっきり言いにくそうにしていますけど、何が書いてあるかよく分からないということですよ。だから、この次に出てくるものにはイメージがあるのかもしれませんが、課長がおっしゃったような内容のことであれば理解できるのですが、残念ながら今のレベルのプレゼンテーションは、その段階まで達していないのではないかと思います。それは単に表現の問題なのか、書いてい

る人が本当にどこまでご理解されているのかと思うのですが。

- 例えば、1ページの1行目、「仙台市は……」とあって、「景観と屋外広告物の取組を一体的に考え、景観上重要な地域の区分や制限する内容を一致・連動させ」と書かれていますが、これは誰が誰に対して説明している内容なのでしょうか。誰もこんなことに興味があるとは思えないし、「理想の水準も示して」の「も」とは何でしょうか。最終的には「総合的に取り組んでいます。」と言っており、書いているようでほとんど読み手に意味が伝わらない文章です。その次の段落も、「階層構造の施策」「制度を使い分け」など、日本語として成り立っていない感じがします。
- 最初に馬場委員がおっしゃったように、ここはガイドラインとは何かという説明、私は今何々でこれから何を話しますという自己紹介があって、それから説明に入っていかなければいけません。しかし、このページでは、景観計画と屋外広告物条例が二重にあることを分かりやすく説明されているつもりなのかもしれないけれども、並列になっていて、これまたA、B、Cと書いているのがエリアのことを意味しているのか、目標値を意味しているのかわかりにくいです。どうも目標値を意味しているようなので、Aとか、Bとか、Cとか略してはいけないのではないだろうかと思います。また、屋外広告物ガイドラインなのに、屋外広告物ガイドラインという言葉がこのページの右下に突然に出てくるだけで、次のページをめくると、屋外広告物ガイドラインという名前すら消えてしまっているので、最初から迷路に入り込んだような形になっているのではないだろうかと思います。
- 一方で、改めてこの屋外広告物条例のしおりを読み返してみると、入り口から順番に交通整理ができていて、屋外広告物を出したいというときに、どういう順番で手続きを行うのか、最後はチェックリストに当たって分かるというようにできています。そうすると、ガイドラインは、これと比べるとどこにはまるのかとか、ガイドラインそのものの位置づけの整理が最初になければならないのだと思います。全体的に整理が分かりにくいです。
- もう少し前向きに物を言うと、景観総合審議会の議論で、3ページ目の左側の景観形成の考え方という四角のところ、太黒ゴシックで書かれている①から⑤、これが景観施策の見直しを行った結果の、次に重点を置くべき景観計画の内容です。そうすると、やはりこれを実現するために屋外広告物の施策としてはどういう観点でどうしていくので、だからこんなふうになる、という論理展開にしなければ分かりません。分かり

にくさというよりは、これが根っこになっていないと、なぜしなければいけないのかということが分からないのではないのでしょうか。

- ・ 4ページも、ガイドラインという言葉が、オープンスペースガイドラインとただのガイドラインと街並み形成ガイドラインと3つ出てきて、それぞれの役割がよく分かりません。また、この左上にある景観形成の視点案の①から⑤は、単に落としてきたらこう整理されるのでしょうか。
- ・ 5ページ目に至ってようやく、大きな①のところで、そもそもガイドラインとは何かという当初整理をした図が出てきます。たしか、最初この部会でもこの絵で分かったか、分かりにくいとか、そういう議論をした記憶があると思いますが、やはり一つ一つ積み上げて説明しないと分かりません。
- ・ 少し一方的に言ってしまいましたが、ガイドラインとは何か、どういう性格のものでどこをどの分野でどういうふうにカバーして、その基本的なコンセプトはこういうことをやっていく、というところは書き直して組み替えていかないと、このままでは誰にもうまく伝わらないという気がいたします。
- ・ せっかくお集まりいただいているので、ほかに特にここをチェックしてもらいたいとか、ご意見いただきたいという点がありますか。

事務局 ・ これまでいただいたご意見を踏まえ、何をすべきなのかというところをかなり意識した形で資料をまとめているところがあるかもしれません。それで少し難しく、分かりづらくなっているのかもしれません。

舟引部会長 ・ 難しいというのは難解だと言っているのではなくて、そもそもロジックが全く通っていないということです。我々がいろんな意見を申し上げたかもしれませんが、それを一つのストーリーで組み直してつくっていかねばいけないものなので、いろんな意見が出たから分かりにくくなっているというのは本末転倒な話だと思います。

計画部長 ・ 意見をいただいた内容で全体を構成し直す予定でおります。今回いただいた意見もありますので、全て見直して進めていきたいと思っております。

馬場委員 ・ 単純な質問なのですが、そもそもA3判で作るものなのでしょうか。レイアウトはA4縦になるのですか。

計画部長 ・ A4のパンフレットと同じような感じですか。

馬場委員 ・ そうするとかなりレイアウトが変わってくるということですね。

事務局 ・ A4のパンフレットの見開きのイメージです。

舟引部会長 ・ もう1点言うと、6ページのところ、理想像と簡単に言ってしまって大丈夫なのですか。「街並み景観形成のために、仙台市には広告物の理想像があります」と書いていますが、どうやって決めたのですかと聞かれたら、何とお答えされますか。理想像は、普通日本語だとベストを意味しますが、ベストがこれですと言い切る根拠があるのでしょうか。ある程度以上の水準に達していれば、それを許容するというのと理想像を提示するというのは、かなり質的に違いがあると思います。多分現実的には一定の水準を満たしていればオーケーということなのだろうと思いますが、それは理想像という言葉になじむのでしょうか。その一定水準の許容の範囲でも、どのゾーンだから、どういう街並みを目指しているからこそ、こういう広告物にならなければいけないというロジックにしなければいけないのだけど、どうも突然理想像が出てきているような感じがします。

山畑委員 ・ LEDとか動画、発光型の扱いというのは、ここではそもそも使用しないという前提なのではないでしょうか。すごくいい街並みで広告が整っていたとしても、1つでも点滅するとか、発光する広告物があると、街並みの雰囲気はすごく壊れてしまうので、それらの扱いについてはどうなのでしょう。ガイドライン、誘導としてはもちろん使わないという方向なのかと思い、お聞きしたいと思いました。

事務局 ・ 物によるのだと思います。LED関係でも、良く演出しているものもたまにあるので、全部が全部やめたほうが良いと誘導するのがいいのか、それとも一定程度工夫しデザインされたものであれば良いとするのか、なかなか難しいと思っています。山畑先生は、LEDなどは仙台にはふさわしくないとお思いでしょうか。

山畑委員 ・ それは場所によると思います。今、山形市では、山寺の重点地区景観計画をつくっていますが、そこは発光型、点滅型は一切禁止という案です。ああいう街並みに関しては、やはりふさわしくないでしょうということを進めています。目配りは必要だと思いますが、場所によっては、にぎ

やかさを演出するようなものが必要だと思います。

- 事務局 ・ 今回想定しているのは、景観重点区域の都心ビジネスゾーン近辺になってくると思います。広瀬川周辺ゾーンや、青葉山・大年寺山ゾーンは、光の点滅や動きがある照明装置は使用しないと言っているの、山とか川のほうでは使用できません。北山・宮町界限ゾーンのお寺が多いところも光の点滅や動きのあるものは使用しないと、既に屋外広告物条例上定めており、許可基準になっています。ただし、都心ビジネスゾーンと言われている中心部は制限していないので、ガイドラインで誘導したほうがいいのかと考えています。
- 山畑委員 ・ どんな色でも出せるし、動画もできるし、かなりいろんなもので使っています。そこは本当にいいものと悪いものとあります。例えば、銀座のシャネルは壁面が大きいのですが、モノクロで非常にきれいで、誰も文句は言わない。あれにいろんな色がついたら、きっと何か言い出すのではないかと思います。そのように中身次第なのですが、中身には触れられないので難しいところだと思います。
- 舟引部会長 ・ 資料3ページに仙台市の景観形成の考えが入っているのは、どういう意味なのか、説明をいただけますか。
- 事務局 ・ 先ほど、街がこうなったらいいなというイメージがあったらいいとご発言がありましたが、前回もそういった趣旨のご発言がありました。それで、景観計画で考えている景観形成の考え方を、少しイメージ図で分かりやすく示せないものかと思い、特に眺望と街並みの取組について、それを何かしらの図で、イラストで表せないかということで、ここに載せていました。
- 舟引部会長 ・ なぜここに入っているのでしょうか。書いてあること、何を言っているかは、何となく分からないでもないですが、ガイドラインの中にこれがどういう脈絡、どういうロジックでここに入っているのか、考えて書いていますか。
- 事務局 ・ 景観と連動している広告物ガイドラインの取組でしたので、そもそも景観で目指しているものはこういうイメージであることを示して、その一助になるものが広告物ガイドラインだということを説明したいと考え

ました。

- 舟引部会長 ・ガイドラインとは何かとは、どこにも書いてないではないですか。
・今の話だと、議論の中で出たから入れたということですか。
- 事務局 ・景観全体の考えの中に広告物ガイドラインの位置づけがあるということ
を説明したかったので持ってきているのですが、ガイドラインとは何か
ということ、その位置づけを書いていないことはご指摘いただいたとお
りです。
- 舟引部会長 ・どこにガイドラインがぶら下がるのですか。
- 事務局 ・街並み景観のイメージを構成する要素として、建築物、オープンスペ
ース、広告物が街並みの印象を決めるパーツになっているということを示
して、それで広告物の印象については、このガイドラインで取り扱って
いるということを説明したかったです。
- 舟引部会長 ・そこは分からないでもありませんが、このページが前のページとどうい
うふうに結びつくのでしょうか。どこで眺望景観と街並み景観という2
区分が出てきたのでしょうか。
- 事務局 ・説明を省略しているところですが、景観施策の今後のあり方について景
観総合審議会中で議論しており、特に提言書の中では、これまで取り組
んできた眺望景観の取組に加えて、街並み景観の取組みについて挙げ
られています。
- 舟引部会長 ・担当者の頭の中ではつながっているのかもしれないですが、どうしてこ
のペーパーの中で突然、眺望景観と街並み景観の2区分で出てきてい
るのですか。前のページにはそれに類することが一切書かれていなくて、
ロジックがちゃんとしてないと、言いたいことがあってもうまく伝わら
ないので、今口頭の説明で補っているようなことが、文章をみただけで
分かるような組立にしない限り駄目だと思います。
・なぜ分からないかという、文章というのは最初から順番に読んでいく
ので、土台を先に造っていかないと、上に2階とか3階が乗らないので
すが、土台がないままの形の書類のつくり方になっていて、いきなり3
階建ての2階が出てきて、1階が出てきて、そんな感じの印象がちょっ

と強いです。そこをどうにかしないと、上部構造である本当のガイドラインがうまく乗らないような感じです。

- ・この段階で交通整理をきちんとしておかないといけませんので少し厳しめに申し上げました。そのほか、お気づきの点があれば委員各位からお願いします。

- 梶窪委員
- ・先ほど山畑先生がおっしゃったように、仙台市としてはLEDを含めてどちらの方向に持っていくのかも、載せたほうがいいのかと思います。大阪のミナミのように、グリコのようなものも可なのか、それからおとなしめの銀座シックスのようなサインがいいのか、地方都市でも札幌のすすきのではニッカウキスキーなどが大阪のような大きなものを行っています。その辺も仙台市としてはどうしたらいいのか、全部やめたほうがいいのか、それともバランスよくやるのか、そういう方向性を出さないと、ここに載っている街の価値を高める広告物の必要性というところにつながらないのではないかなと思いました。

- 馬場委員
- ・リクエストになるのですが、6ページの一番上の手法の例示にある画像ですが、やはりこのショーウィンドウのディスプレイや広告は、仙台だとアーケードの中の印象が非常に強いと思うので、この部分をもう少し丁寧に、アーケードという文言が出てきてもいいのではないかと思います。また、世界から注目される仙台も大事なのですが、東北の人からすると、仙台の街を歩くのは非常に憧れみたいところがあります。アーケードの印象は、仙台に住んでいる人は気づきづらいですが、私はもともと青森、岩手のほうにいたので、東京になかなか行けないときに仙台に来るといのは、憧れみたいところがあり、今でも一定数いると思うのです。そのときの印象は、やはりアーケードなので、アーケードの広告物、縦の関係性、私も20年前から見っていますが、1階は大分斬新というか、洗練されてきたなと思うのですが、仙台のアーケードは3階までであるというところが面白いので、見上げる部分についてもガイドラインで誘導できるといいと思います。

- 山畑委員
- ・資料2の2ページの下の方に、「作成中のオープンスペースガイドライン」というのがあります。資料2の4ページの一番下にも、「建築物と外構（オープンスペース）」とあるのですが、この「外構（オープンスペース）」というのは用語として少し違うような気がします。ある敷地の中に建物があつて、その余白の部分を一般的には外構と言いますが、

オープンスペースというのは、例えば敷地丸々ポケットパークみたいに空いている場所もオープンスペースと言うのです。その言葉遣いについてどういうふうに捉えているのかをお聞きしたいです。

- 事務局 ・ 景観総合審議会ではオープンスペースガイドラインについての検討も併せてやっている最中です。何故やり始めたかという、例えば商業系用途地域において高さ制限を緩和するときに、敷地面積の35%の空地を取り、かつ敷地面積のうち15%を緑化することを条件として、高さの制限を60メートル以下から、80メートル以下に緩和しています。このように、ボーナスを与えて、空地を造ってもらっていますが、その空地の出来が良くなく、質が伴っていません。結局その空地が、街に対して余り寄与していない状況ですので、その緩和により作られる空地をオープンスペースと言ひ、その質を高めていく方法、これもガイドラインなので誘導指針ですが、それを今検討しています。
- 山畑委員 ・ あくまでもこれは敷地内の余白の部分というイメージですね。
- 事務局 ・ 一般的にオープンスペースといえば、公園や道路も、オープンスペースに含まれると思います。ただ、道路や公園は行政が責任を持ってきちんとやっていけばいいのですが、今具体的な基準をつくらうとしているのは、民地側の空地についてで、もう少しこんな工夫をしたらいいのではないですかということをお示ししたいというところで検討しているのが、このオープンスペースガイドラインになります。
- 山畑委員 ・ ここでいうオープンスペースは、建物周辺に限っているということでしょうか。
- 事務局 ・ イメージとしては、公開空地のようなイメージですね。
- 舟引部会長 ・ そこは少し異論があります。つくることの中身が問題ではなくて、オープンスペースという言葉、一般名詞として使われているものを、仙台市が、それも全市的に本当に了解が取れるかどうかということもあるのですが、独自の使い方をして、そのガイドラインの名前にしてしまっているのだからというのは、かなり疑義があります。名前をつけるのだったら、独自の名前をつけて定義すべきかと思ひますので、ご検討いただければと思ひます。

- ・とにかく使うのは市民であり一般の方々なので、その人たちに誤解のないように明確に定義できることが最優先に考えるべきことだと思います。

並木委員 ・資料2の5ページのところで、屋外広告物ガイドラインの必要性と、誘導の対象というところの下の一文の、「許可地域と広告部景観地域の規制だけでは、大きさなどに関する基準が主であるため、景観上気になる事例が生じています。特に市内中心部では、機能更新に合わせたデザイン誘導の好機です。」と書かれていますが、そう思っているのは仙台市ですよ、ほかに誰か思っていますか、というふうに思われてしまうと思います。それはやはり先ほどから出ている、誰に問いかけているのかというところが、こういうところに出てしまっているのだと思うので、特に最後、先程対話できるようなものとしてつくりたいということでしたが、そうであれば「誘導の好機です」という表現は出てこないと思います。せっかく作っても揚げ足を取られてしまうことになってしまうので、細かいことは一つ一つ見直す必要があると思います。

舟引部会長 ・確かに、誰が気になっているのだと思われてしまいますね。

並木委員 ・私たちもよく提案とかをするのですが、そういうときに、提案を受ける側のそういうことも想定してつくっていかないと、いい提案をしているのに、結果的に誤解されてしまうことになります。

馬場委員 ・あと、最後にご説明があるかもしれませんが、このガイドラインはいつできるのかについて、もう1回教えていただきたいです。次回でも構わないですけど、フローがあると、今この段階まで来ているのだなというところが分かるので、お示しいただきたいなと思いました。

舟引部会長 ・スケジュール感について、口頭でお話しできるならお願いします。

事務局 ・次回の部会は来年度に入ってからを予定しておりまして、ガイドラインの案のイメージをお示しさせていただければと現時点では考えています。景観計画の見直しや、オープンスペースガイドラインの作成などの作業と併せて、同時に屋外広告物ガイドラインを打ち出していきたいと考えていますので、実際に公表、運用になるのは、来年度の後半あたりになるのではないかなと考えているところです。

- 舟引部会長
- ・まだ検討の時間はそこそこあると理解していいと思います。
 - ・それでは、議題はこれだけだということですので、議事について終わりにしたいと思います。

4. 閉 会